

(認知症高齢者グループホーム)
認知症対応型共同生活介護事業
開設の手引き

平成22年5月

相模原市 健康福祉局 保険高齢部
高齢者福祉課

目 次

ページ

はじめに	1
1 設置場所等の要件について	2
2 認知症対応型共同生活介護事業設備基準	2
3 認知症対応型共同生活介護事業建設手順の概要	3
4 認知症対応型共同生活介護事業の募集概要	4
【資料1】相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針	7
【資料2】日常生活圏域について	10
日常生活圏域別整備状況について	12
【資料3】認知症対応型共同生活介護事業者審査実施要綱	13
認知症対応型共同生活介護事業者審査実施要綱<審査基準>	15・16
○ 認知症対応型共同生活介護 事業計画書	18
○ 認知症対応型共同生活介護事業計画書添付書類及び内容について	23

はじめに

- この資料は、認知症高齢者グループホームの開設に関する基本的事項について説明したものです。
- この資料は、作成日現在の内容で記載しています。
- 作成日以降、法令などが変更になる場合があります。その場合、この資料を根拠に変更前の制度の適用を求めることはできません。
- 認知症高齢者グループホームの開設を進める場合は、この資料のほかに厚生労働省の関係法令通知などをご覧ください。
- 資料の内容等に関するお問い合わせは、電子メールで、次の担当へお願いします。

(公募に係る質問及び回答は、原則、ホームページに掲載します)

掲載場所：市ホームページ⇒ 福祉 ⇒ 特別養護老人ホーム等 高齢者施設の開設希望事業者募集について

内 容	担 当	電話番号／電子メールアドレス
建設及び建設費補助金に関すること	高 齢 者 福 祉 課 計 画 推 進 班	0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 4 kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp
事業者指定などの介護保険に関すること	介 護 保 険 課 給 付 指 導 班	0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 2 1 kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 設置場所等の要件について

- (1) 設置場所は、次の条件等を満たしていること
- ア 都市計画法第8条第1項第1号に基づく用途地域が定められた地域であること。
ただし、工業地域、工業専用地域は除く。
 - イ 住宅地の中、又は住宅地と同程度に家族や地域住民と交流機会が確保される地域であること。
 - ウ 旧津久井町、旧相模湖町並びに旧藤野町区域においては、用途地域が定められていない地域であっても、住宅地の中、又は住宅地と同程度に家族や地域住民と交流機会が確保される地域であること。
- (2) 建物設備については、次の条件を満たしていること
認知症対応型共同生活介護事業設備基準
- (3) 応募要件について
- ア 介護保険法及び関連する省令等に定められた基準を満たしていること。
 - イ 地域密着型サービス制度の趣旨及び本市の施策に沿った事業計画であること。
 - ウ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画であること。
 - エ 建物は高齢者に配慮した設計であること。

2 認知症対応型共同生活介護事業設備基準

種 類	設 備
設 備 基 準	次の基準等を遵守すること。 ○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号) ○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第36号) ○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号) ○ 「相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針」【資料1】

※全ての施設において、日照や採光、換気等、利用者の保健衛生及び防災について十分考慮すること。

3 認知症対応型共同生活介護事業建設手順の概要

平成22年	事 項	備 考
<p>6月1日（火）</p> <p><u>7月30日（金）</u> <u>17時厳守</u></p> <p>8月下旬ごろ</p> <p>8月下旬～</p> <p>10月下旬</p>	<p>事業計画書提出開始</p> <p>事業計画書提出締切</p> <p>プレゼンテーション</p> <p>審査委員会で審議</p> <p>最終結果発表</p>	<p>≪高齢者福祉課≫へ提出</p> <p>※計画書提出前に事前相談（設計図面の調整）が必要</p> <p>○ 事業計画の審査開始</p> <p>日程等の詳細は未定。後日連絡します。</p> <p>地域密着型サービス運営委員会に諮った後、結果通知書発送</p> <p>○ 着工</p>
<p>（補助制度を利用する場合）</p> <p>平成23年</p> <p>6月ごろ</p>	<p>県交付決定</p>	<p>県からの交付決定後、施行業者入札・契約後、着工となります。</p>
<p>開設2ヶ月前</p> <p>開設1ヶ月前</p> <p>平成23年度中</p>	<p>竣工</p> <p>指定申請事前相談</p> <p>指定申請書提出書類審査</p> <p>現地確認、ヒアリング</p> <p>指定通知</p> <p>○ 開設</p>	<p>開設の2ヶ月前ごろから、介護保険課と事業者指定の手続きを行う。</p>

4 認知症対応型共同生活介護事業の募集概要

1 募集方法

「相模原市高齢者保健福祉計画（第4期）」に基づき、計画的に設置していくことから、整備費補助金を申請するか否かに関わらず、設置を予定している事業者から事業計画を提出していただきます。

審査基準等により選定することとなりますのであらかじめご了承ください。

2 定員数

1施設18床（2ユニット）を上限とする。

3 整備の考え方

次の項目を総合的に勘案し、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営めることが出来る計画を採用し整備する。

（1）整備地域

整備地域は、地域の需要や市内の均衡が保たれた施設整備を進める観点から、市内22箇所の日常生活圏域において介護認定者数に比べて整備率の低い圏域を優先的に整備するものとする。

※ 日常生活圏域や現在の整備状況などについては【資料2参照】

（2）小規模多機能型居宅介護事業所との合築

小規模多機能型居宅介護事業所については、将来的に概ね日常生活圏域に1か所の拠点整備を目標としていることから、本計画と合築する計画について優先的に整備するものとする。

※ 日常生活圏域や現在の整備状況などについては【資料2参照】

（3）法人・運営計画

法人は、高齢者福祉への理解や認識があり、適切な運営理念を持ち、安定した運営が可能であること。

運営計画は、具体的な地域住民と交流が盛り込まれたものであり、また、低所得者への配慮や医療との連携が確保されたものであること。

○ 公募数

募集分	募集床数
平成23年度までの竣工分	72床

※平成24年度以降の竣工分の募集は未定です。

4 審査・選定方法

審査基準【資料3参照】に基づき書類審査を行い、審査委員会の承認を経て選定します。その後、地域密着型サービス運営委員会に諮問し、最終的な計画承認となります。

5 設置に伴う整備費等補助金

(1) 建設費に係る補助金 2,625万円/施設

次のすべての条件を満たす場合に対象とします。

- (ア) この選考により選定された事業であること。
- (イ) 神奈川県介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費補助金の交付があること。
- (ウ) 平成23年度中(平成24年3月まで)に開設できること。
- (エ) 建物は事業の運営主体のものであること。(賃貸物件は補助対象となりません)
- (オ) 家賃について、利用者の負担軽減を行うこと。

○ 認知症高齢者グループホームの整備に施設整備費補助金を受ける場合

公的補助という性格上、利用者の負担軽減にご協力いただくこととなります。

具体的には、収入の少ない方でも入居が可能となるよう、利用者が支払う家賃額は次の算出方法による額以下としてください。

また、施設整備等を行う場合の契約は、「社会福祉法人等が行う社会福祉施設施設整備等の契約に関する指導実施要綱」に基づき、一般競争入札等により請負業者等を決定していただくこととなります。

【家賃算出方法】

利用者一人当たりの建設費・地代負担額 = (建設経費※ ÷ 20年 ÷ 12ヶ月 ÷ 定員) + (月額土地賃貸借料) ÷ 定員)
--

※ 建設経費 = (総建設費 + 利息) - (寄附金 + 公的補助金)

開設するために新たに用地を取得した場合の費用は、建設費に加算してください。

※注意 小規模多機能型居宅介護事業などの事業所と一体型の建物の場合は、グループホーム部分を按分して算出してください。但し、小規模多機能型居宅介護事業の事業所については、同様の補助制度がありますので、別途、ご相談ください。

(2) 開設準備経費に係る補助金 60万円×定員

開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とした補助事業です。

○ 対象経費 開設前6ヶ月間に係る経費

開設前の介護職員等の雇用経費、開設に当たっての周知・広報経費(パンフレット、ホームページの開設等PR経費)及び備品購入経費など

6 事業計画書

(1) 図面の事前相談

事業計画書の提出の前に、設計図面の調整を行います。確認は複数の職員で行うため、高齢者

福祉課へ事前に来庁日時をご予約ください。(予約なしの来庁については受付いたしかねますのでご注意ください) また、事前相談を行わず、事業計画を提出することはできません。

(2) 提出方法

高齢者福祉課(あじさい会館5階)まで、事前に来庁日時をご予約いただき、フラットファイル等にとじて、添付資料の項目ごとにインデックスをつけたものを**5部**ご提出ください。

7 事業計画提出にあたっての注意点

- (1) **締切日(7月30日(金)17時)**を過ぎた資料の追加提出等は一切お受けできません。
- (2) 企画提案書の作成に係る費用は、全て設置希望事業者の負担とします。また、提出された書類及び図面等は返却しません。
- (3) 補助金の内容については、神奈川県との動向により変動する場合があります。
- (4) 選定の結果、内諾を得た事業計画については、概要をホームページに掲載します。

8 スプリンクラー等の設置について

平成21年4月1日から認知症高齢者グループホームは次の消防用設備等の設置が義務付けられました。

- (1) 延べ床面積の275㎡以上の施設について、スプリンクラーを設置
- (2) すべての施設について、①消火器、②自動火災報知機、③消防機関への通報する火災報知設備を設置

※ 詳細につきましては、設置予定地を所管する消防署へご相談ください。

※ スプリンクラー等の設置に係る経費の補助金はありません。

9 事業計画の変更について

事業計画の承認後に計画内容を変更する場合は、地域密着型サービス運営委員会へ諮ることが必要となり、変更内容によっては事業計画の承認を取り消すことがありますので、事業計画の立案にあたっては、十分検討してください。

相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針

第 1 目的

認知症対応型共同生活介護を実施する認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の適正な普及を図るとともに、良好なサービスを確保するため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、神奈川県福祉の街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）等の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第 2 グループホームの配置

1 住宅地への設置

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。）であって、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されると認められること。

ただし、旧津久井町及び旧相模湖町並びに旧藤野町の各地域については、用途地域が定められていない地域であっても、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されると認められる場合は、設置できるものとする。

2 市計画との整合

グループホームの設置については、市高齢者保健福祉計画及び市介護保険事業計画に定める整備目標と整合を図るものとする。

第 3 設備

1 居室

有効面積は、7.43 平方メートル以上とする。

2 洗面台

利用者の口腔衛生、整容等の用に供するため、全ての居室に設置することが望ましい。これによりがたい場合には、当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上の洗面台を設置すること。

3 収納スペース

利用者の私物を収納する空間として、間口 90 センチ、奥行き 45 センチ、高さ 90 センチ以上の収納スペースを設けること。居室に付設する場合には、居室の有効面積には算入しない。居室以外に設ける場合には、入り口を施錠し、グループホームの従業者が管理すること。

4 トイレ

当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上のトイレを設置し、その内 1 か所以上は車いす対応とすること。

5 安全対策

- (1) 住居の内外は、できる限り段差が生じないように、バリアフリーに配慮すること。
- (2) 階段及び浴室、脱衣所、トイレ等には、手すりを設置すること。
- (3) 災害等の緊急時のため、原則として 2 方向に避難路を確保すること。

第 4 家族等との連携・交流

1 家族との連携

- (1) 利用者の家族が出席する利用者家族会議を年間4回以上開催し、グループホームの状況の周知を行い、運営に関しての意見を最大限聴取すること。
- (2) 利用者の家族による家族会の組織化に努め、事業者は必要に応じて家族会の事務を行うこと。

2 地域との交流の確保

- (1) グループホームの設置に際し、運営主体はその所在する単位自治会及び近隣住民に対して、次に掲げる事項について説明を行い、グループホーム開設に係る地域住民の同意を得なければならない。
 - ア グループホームの目的
 - イ 運営主体の事業内容
 - ウ グループホームの運営方針
 - エ 設置する建物の規模等
- (2) 単位自治会の役員及び地域の民生委員等、地域住民代表のほか、利用者家族代表者、運営主体代表者、管理者、計画作成担当者、介護職員による運営推進会議を組織し、おおむね2月に1回以上会議を開催し、グループホームの運営状況等について、情報公開、意見交換等を行うこと。
- (3) 単位自治会、近隣住民等との交流については、積極的に参加すること。

第5 開設にあたっての市長との調整等

- 1 市長は、高齢者保健福祉計画に基づき、整備する床数について公募を行うものとする。
- 2 開設を予定している法人は、運営主体が認知症対応型共同生活介護事業計画書（以下、「事業計画書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、提出された事業計画書を相模原市地域密着型サービス運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に提出し、計画推進について意見を求めるものとする。
- 4 市長は、運営委員会の結果を尊重し、運営主体に対し、計画承認の可否を文書によって通知するものとする。
- 5 計画を承認された運営主体は、事業計画書に記載した内容どおりに事業を進めるものとするが、不測の事態等により、事業内容に変更が生じた場合等は、速やかに市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 6 計画を承認しない通知が發送される前に、運営主体が事業に着手していた場合、そのことによって運営主体がいかなる損害及び不利益等を受けても、市長は一切の責務を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

日常生活圏域について

区名	生活圏域	住居表示
中	小山	宮下1から3丁目、相模原1・4丁目、氷川町、小山1丁目、小山地番一円、向陽町、すすきの町、宮下本町1から3丁目
中	清新	清新1から8丁目、中央1丁目・4から5丁目、相模原2から3丁目・7から8丁目、小山2から4丁目、南橋本1から3丁目
中	横山	横山1・4丁目、横山台1から2丁目、小町通1から2丁目、南橋本4丁目、大沢及び橋本出張所管内以外の下九沢地番
中	中央	矢部1から4丁目、富士見1から6丁目、千代田1丁目、中央2から3丁目・6丁目、相模原5から6丁目、相生1から4丁目、弥栄1から3丁目、高根2から3丁目、松が丘1から2丁目、由野台3丁目
中	星が丘	千代田2から7丁目、星が丘1から4丁目、横山2から3丁目・5丁目1から10番・6丁目
中	光/陽光	光が丘1から3丁目、並木1から4丁目、青葉1から3丁目、緑が丘1から2丁目、陽光台1から7丁目
緑	橋本	橋本1丁目～8丁目、元橋本町、東橋本1丁目～4丁目、大井町、西橋本1丁目～5丁目、二本松1丁目～4丁目、相原1丁目～6丁目、橋本台1丁目～4丁目、大字相原1,539、下九沢2,621～2,625・2,627・2,836～2,838・2,847・2,848・2,854～2,857・2,861～2,864・2,869・2,870・2,874～2,887
中	大野北	鹿沼台1丁目、鹿沼台2丁目、共和1丁目～4丁目、淵野辺1丁目～5丁目、高根1丁目、由野台1丁目、由野台2丁目、大野台3丁目1番～12番、上矢部1丁目～5丁目、淵野辺本町1丁目～5丁目、東淵野辺1丁目～5丁目、矢部隣町、大字上矢部、矢部隣田一円
南	大野中	西大沼1丁目～5丁目、東大沼1丁目～4丁目、若松1丁目、若松2丁目1番～18番・19番の一部・20番～24番、若松3丁目1番～32番・33番の一部・34番～47番、若松4丁目、若松5丁目1番～12番・13番の一部・14番～16番・17番の一部・18番～25番、若松6丁目、大野台1丁目、大野台2丁目、大野台3丁目13番～45番、大野台4丁目～8丁目、古淵1丁目～6丁目、鶴野森1丁目、鶴野森2丁目、鶴野森3丁目1番～49番・50番の一部
南	大野南	栄町、豊町、旭町、文京1丁目、文京2丁目、御園1丁目～3丁目、若松2丁目19番の一部、若松3丁目33番の一部・48番、若松5丁目13番の一部・17番の一部、上鶴間1丁目1番～45番、上鶴間2丁目、上鶴間3丁目、上鶴間6丁目1番・12番～15番、相模大野1丁目～9丁目、上鶴間本町1丁目～9丁目、鶴野森3丁目50番の一部
緑	大沢	大字大島、上九沢一円、下九沢167～173・176・240・241・244・267～328・338・394・397～402・404～414・417～722・1,230～2,180・2,322～2,598・2,603～2,619・2,812～2,835・2,839～2,846・2,849～2,853・2,858～2,860・2,865～2,868・2,871～2,873・2,888～2,970、田名2,179～2,191・2,193～2,213・2,215～2,217・2,247～2,274・2,329・2,331・2,332の1・2,333の1・2,333の2・2,336の1・2,336の2・2,336の5・2,338・2,339・2,340の1・2,341・2,342の1・2,342の2・2,342の4・2,343の1・2,343の3・2,344の1・2,345～2,391・2,392の1・2,393の1～2,393の4・2,394の1・2,418の1・2,419の1・2,420～2,425・2,426の1・2,427の1・2,428の1・2,429の1・2,431・2,432・2,433の1・2,434の1・2,435～2,459・2,460の1・2,461の1・2,518～2,581・2,589～2,602・2,620～2,622・2,630～2,641
中	田名	田名塩田1丁目～4丁目、水郷田名1丁目～4丁目、大字田名8の9・8の10・556の1・556の4・1,167の5・1,167の7～1,167の16・1,199の1・1,242の1・1,242の2・1,242の4・1,242の6・1,248の1・1,250の1～1,250の6・1,250の8～1,250の10・1,250の13・1,251～2,178・2,214・2,218～2,246・2,275～2,328・2,330・2,332の2・2,333の3・2,333の4・2,336の3・2,336の4・2,337・2,340の2・2,342の3・2,343の2・2,344の2・2,392の2・2,393の5・2,393の6・2,393の7・2,393の8・2,394の2・2,395～2,417・2,418の2・2,419の2・2,426の2・2,427の2・2,428の2・2,429の2・2,430・2,433の2・2,434の2・2,460の2・2,461の2・2,462～2,469・2,474～2,517・2,623～2,629・2,642～3,987の1・3,987の3・3,988の3・3,988の4・3,989の2・3,991の2・3,991の4・4,001の20～4,001の24・4,002の1・4,002の4・4,002の6～4,002の8・4,003の1～4,003の3・4,003の5・4,004の10・4,004の11・4,005の2・4,005の3・4,005の5・4,006の2～4,006の7・4,007の1・4,007の3・4,008～4,080・4,081の1～4,081の4・4,081の6・4,081の8・4,082～4,187・4,188の2・4,188の3・4,189～4,944・4,945の1～4,945の3・4,945の5・4,946の1・4,948の1・4,949の1・4,950の1・4,952の1・4,953の1・4,955～5,025・5,026の1・5,027・5,028・5,029の1・5,029の3・5,029の6・5,030の1・5,031・5,032の1・5,033～5,036・5,037の1・5,037の2・5,038の1～5,038の3・5,038の5～5,038の8・5,039～5,523・5,524の1・5,526の1・5,527～5,530・5,531の1・5,531の2・5,532～7,035・7,036の1・7,036の3・7,037の2・7,037の3・7,038の2・7,038の3・7,041の2・7,042の1・7,042の3・7,043の1・7,043の3・7,044～7,047・7,048の1・7,048の3・7,049・7,050・7,051の2・7,051の3・7,052の2・7,053の2・7,058の2・7,059の2・7,061の1・7,061の3・7,062～7,065・7,066の1・7,066の3・7,067の1・7,067の3・7,068・7,069・7,070の1～7,070の3・7,070の5・7,071の2・7,072の2・7,073の2・7,110の2・7,111の2・7,112の2・7,112の3・7,113の1・7,113の3・7,114の2・7,124の2・7,125の1・7,125の3・7,126の1・7,126の3・7,127～7,134・7,135の1・7,135の3・7,136の2・7,137の2・7,138の3・7,139の3・7,139の4・7,140の1～7,140の3・7,140の5・7,141・7,142の2・7,142の3・7,143の1・7,143の2・7,143の4・7,144の1・7,144の3～8,613・8,615～8,622・8,626・8,627・8,631～8,636・8,638～8,642・8,646～8,660・8,663・8,665～8,687・8,691～8,693・8,710～8,712・8,714～8,758・8,809・8,810・8,812・8,851～8,854・8,975～8,981・8,983～8,986・9,027～9,044・9,174～9,227・9,234～9,238・9,272～9,329・9,333～9,595・9,597～10,153・10,171・10,219・10,220・10,229・10,255・

		10,259~10,273・10,283・10,284・10,286~10,290・10,397~10,405・10,409・10,440~10,455・10,462~10,483・10,514~10,535・10,569~10,585・10,622~10,627・10,633・10,634・10,636~10,654・10,664~10,668・10,707~10,721・10,749~10,761・10,865・10,867・10,871・10,872・10,874・10,882・10,883・10,918~10,921・10,928~終、大字上溝298~304・305の3・305の5・306の3・306の5・307の3・308の2・309の5・310の4・311の3・312の2・313の2・314の2・2,252の3・2,253の2・2,253の3・2,254の2・2,254の3・2,275の2・2,284の2・2,285~2,287の1・2,287の3・2,288の1・2,288の3~2,290の1・2,290の3・2,291の1・2,291の3・2,292の2~2,294・2,295の2・2,295の3・2,296の2・2,296の3・2,338の2・2,338の3・2,339の2・2,339の3・2,340の2・2,341の2・2,342の2~2,346・2,347の2・2,347の3・2,348の2・2,348の3・2,351の1・2,351の3・2,352の1・2,352の4~2,353・2,354の3・2,368の2~2,369の1・2,369の3・2,370・2,371の5・2,371の6・2,372の2~2,374の1・2,374の3・2,375の3・2,376の2~2,377・2,378の3~2,378の5・2,381の3・2,381の4・2,382の2・2,383の2・2,387の2
中	上溝	上溝1丁目~7丁目、横山5丁目11番~21番、大字上溝1~297・305の1・305の2・305の4・306の1・306の2・306の4・307の1・307の2・308の1・309の1~309の4・310の1~310の3・311の1・311の2・312の1~313の1・314の1・315~1,884・1,886~1,895・1,900・1,901・1,906~1,965・1,967・1,991~2,002・2,004~2,007・2,012~2,252の2・2,253の1・2,254の1・2,255~2,275の1・2,276~2,284の1・2,287の2・2,288の2・2,290の2・2,291の2・2,292の1・2,295の1・2,296の1・2,297~2,338の1・2,339の1・2,340の1・2,341の1・2,342の1・2,347の1・2,348の1・2,349~2,350・2,351の2・2,352の2・2,352の3・2,352の5・2,354の1・2,354の2・2,354の4・2,355~2,368の1・2,369の2・2,371の1~2,371の4・2,372の1・2,372の3・2,374の2・2,375の1・2,375の2・2,376の1・2,378の1・2,378の2・2,378の6・2,379~2,381の2・2,381の5・2,382の1・2,382の3・2,383の1・2,384~2,387の1・2,388~2,624・2,641~2,647・2,651~2,664・2,666~2,670・2,672~2,674・2,676~2,689・2,691~2,693・2,695~2,702・2,705~2,711・2,767・2,923・3,018・3,021~3,028・3,033~3,035・3,038・3,039・3,047・3,061・3,063・3,083・3,087~3,107・3,109・3,115~3,181・3,185~3,187・3,189・3,190・3,204~3,206・3,224・3,225・3,257~3,259・3,262~3,265・3,268・3,274・3,275・3,278・3,279・3,282~3,284・3,296・3,335・3,367・3,371・3,374・3,385・3,389~3,392・3,395・3,396・3,400~3,403・3,416・3,418・3,456・3,620・3,642・3,658・3,754~3,782・3,790~3,797・3,799~4,129・4,133・4,135・4,172~4,174・4,176~4,188・4,392・4,394・4,397・4,399~4,660・5,397・5,415~5,438・5,439の2・5,439の3・5,439の39・5,783の2・5,791の1・5,791の2・5,791の5・5,791の6・5,791の8・5,792の7・5,793~5,798・5,799の1・5,801~5,803・5,805・5,809の2・5,809の3・5,810・5,811の2・5,812・5,816~5,826・5,836~5,844・5,848の1・5,849~5,853の1・5,854・5,861の1・5,862~5,864の1・5,865の3・5,865の4・5,867の1・5,868~5,872・5,877~5,880・5,884~5,889・5,892~5,894・5,896・5,897・5,902・5,903・5,908・5,909、大字田名3,987の2・3,988の1・3,988の2・3,989の1・3,990~3,991の1・3,991の3・3,992~4,001の19・4,002の2・4,002の3・4,002の5・4,003の4・4,004の1~4,004の9・4,005の1・4,005の4・4,005の6・4,005の7・4,006の1・4,007の2・4,081の5・4,081の7・4,188の1・7,036の2・7,037の1・7,038の1・7,039~7,041の1・7,042の2・7,043の2・7,048の2・7,051の1・7,052の1・7,053の1・7,054~7,058の1・7,059の1・7,060・7,061の2・7,066の2・7,067の2・7,070の4・7,071の1・7,072の1・7,073の1・7,074~7,110の1・7,111の1・7,112の1・7,113の2・7,114の1・7,115~7,124の1・7,125の2・7,126の2・7,135の2・7,136の1・7,137の1・7,138の1・7,138の2・7,139の1・7,139の2・7,140の4・7,142の1・7,143の3・7,144の2
南	麻溝	北里1丁目、麻溝台1丁目1番・2番・4番の一部・12番の一部・13番、麻溝台7丁目1番・2番・13番・14番、大字麻溝台98~114・346~410・692~753・755・756・758・761・1,060・1,061・1,063~1,123・1,395・1,429・1,431~1,525・1,534・1,537~1,541・1,543・1,849・1,852~1,856・1,858・1,868・1,872・1,875~1,961・1,963・1,968~1,969・1,971・1,985~1,989・1,991・1,992・2,270・2,281・2,283~2,287・2,290・2,305・2,307~2,310・2,316~2,338・2,340~2,382・2,384~2,386・2,391・3,076~3,888、当麻、下溝 円
南	新磯	新磯野2丁目41番~51番、新磯野5丁目1番~24番~43番、大字新磯野1~213・216・218~498・2,495~2,506の1・2,508~終、磯部、新戸 円
南	相模台	南台1丁目~6丁目、相模台1丁目~7丁目、御園4丁目、御園5丁目、双葉1丁目、双葉2丁目、桜台、相模台団地、新磯野2丁目1番~23番、北里2丁目、麻溝台1丁目3番・4番の一部・5番~11番・12番の一部、麻溝台2丁目~6丁目、麻溝台7丁目3番~12番・15番~28番、麻溝台8丁目、大字上鶴間4,811、麻溝台2,816~2,848・2,850~2,866・2,960・2,970・2,972~3,009・3,011・3,043・3,050・3,052~3,075、新磯野1,940~1,963の5・2,024~2,067・2,146~2,189の2・2,307の1~2,361
南	相武台	相武台団地1丁目、相武台団地2丁目、相武台1丁目~3丁目、新磯野1丁目、新磯野2丁目24番~40番、新磯野3丁目、新磯野4丁目、新磯野5丁目2番~23番
南	東林	松が枝町、相南1丁目~4丁目、東林間1丁目~8丁目、上鶴間1丁目46番、上鶴間4丁目、上鶴間5丁目、上鶴間6丁目2番~11番・16番~31番、上鶴間7丁目、上鶴間8丁目
緑	城山	旧城山町
緑	津久井	旧津久井町
緑	相模湖	旧相模湖町
緑	藤野	旧藤野町

※計画地がどの生活圏域に該当するか不明な場合は、高齢者福祉課までお問い合わせください。

圏域別整備状況について

区名	日常生活圏域	既存事業所 定員数(人)	認定者推計(人)	整備率 (%)	小規模整備 状況※
中	小山	18	311	5.8	—
中	清新	36	366	9.8	—
中	横山	36(18)	202	17.8	—
中	中央	42	645	6.5	1
中	星が丘	36	362	9.9	—
中	光/陽光	18	502	3.6	—
緑	橋本	36(18)	823	4.4	2
中	大野北	18	754	2.4	—
南	大野中	26(18)	1,072	2.4	—
南	大野南	27	1,036	2.6	—
緑	大沢	63(18)	508	8.9	1
中	田名	63	465	13.5	—
中	上溝	81(-9)	531	15.3	—
南	麻溝	18	272	6.6	—
南	新磯	18	196	9.2	—
南	相模台	57(12)	895	6.4	1
南	相武台	18	428	4.2	—
南	東林	18	851	2.1	—
緑	城山	18	424	4.2	—
緑	津久井	36(18)	567	3.2	—
緑	相模湖	18	223	8.1	—
緑	藤野	18	261	6.9	1
—	合計	719	11,694	6.1	6

- ※ 整備率は、整備数を入居対象者推計で除したもの（小数点以下第2位四捨五入）。
- ※ 認定者推計は、要介護認定者（施設入所者及び要支援1を除く）の平成21年度末推計。
- ※ 既存事業所定員数欄の（ ）内の数字は昨年度採用した分であり今後整備される。
- ※ 整備後の整備数の上溝圏域の-9は横山圏域へ移転のため。
- ※ 小規模とは「小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。

相模原市認知症対応型共同生活介護事業所整備に係る事業計画審査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る法第78条の2第1項の申請があり、かつ、法第78条の2第5項第4号の規定に該当する場合に指定事業者の選定を円滑に行うための審査方法について定めるものとする。

(認知症対応型共同生活介護事業所設置計画審査委員会の設置)

第2条 事業計画の審査を適正に行うため、認知症対応型共同生活介護事業所設置計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査については、別紙1に定める審査基準に基づき行うものとする。

(組織)

第3条 審査委員会の委員及び委員長は、別表2に定めるとおりとする。

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、委員会を統括する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、予め委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ、審査委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(認知症対応型共同生活介護事業所設置事業者の決定)

第6条 委員長は、審査委員会の審査結果について、健康福祉局長に報告する。

- 2 健康福祉局長は、前項の報告に基づき、相模原市地域密着型サービス運営委員会に意見を求めた上で承認を与える事業者を決定する。
- 3 健康福祉局長は、前項の事業者に対して、事業所設置計画審査結果通知書(別記様式)により通知するものとする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、保険高齢部高齢者福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が、審査等について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

別表第1-1 (第2条2項関係) 認知症対応型共同生活介護事業者審査基準 (書類)

選定基準の項目	
1	適正配置 介護認定者数に比べて整備数の少ない日常生活圏域への計画であること。
2	小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護事業所の設置と併せた計画であること。
3	事業実績 法人は、本市において当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等の十分な事業実績を有すること。
4	関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業等の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の設置主体として問題がないと認められること。
5	法人の経営状況 経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
6	事業所運営計画 妥当な収支計画が立てられており、安定的な事業運営が見込まれること。 家賃等利用者負担額は、低所得者を考慮するなど、入居しやすい金額となっていること。
7	建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。 また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。
8	建設用地及び建物の確保 建設用地及び建物の確保(所有又は賃借)が確実に見込まれるものであり、用地及び建物の確保が未確定及び関係機関と未調整等により、事業執行に支障が生じる恐れがないこと。
9	建設用地の立地条件 建設用地は、施設利用者の観点から環境、防災等を考慮できること。
10	近隣対応 事業所開設に係る地元との必要な調整を図っていること。
11	施設内容及び整備方針 建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様であること。
12	提携医療機関 連携医療機関は、近隣の医療機関との連携を計画していること。

別表第1-2（第2条2項関係） 認知症対応型共同生活介護事業者審査基準
（プレゼンテーション）

選定基準の項目	
1	高齢者福祉への理解や認識、当該事業の運営理念 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉の現状及び課題に対する理解や認識があること。 ・ 地域密着型サービス事業の理念を理解していること。 ・ 認知症対応型共同生活介護事業に係る人員、設備、運営の基準を十分に理解し、事業の運営の向上（利用者処遇の向上）に努める考えがあること。
2	地域住民等の地域資源との具体的な連携策及び地域貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地の地域資源の状況及び特性を理解していること。 ・ 地域に開かれたグループホームづくりのための地域交流・貢献計画が具体的にあること。

別表第2（第3条関係）

審査委員会組織

審査委員会の構成員は次のとおりとする。

委員長	保険高齢部長
委員	高齢者福祉課長 介護保険課長 指導監査課長

殿

相模原市長



事業所設置計画審査結果通知書

年 月 日に提出がありました、認知症対応型共同生活介護事業所の事業計画について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業の内容

計画書提出者（法人） _____
法人代表者職名・氏名 _____
事業所名（予定） _____
事業所予定地 _____
事業開始予定年月日 _____
サービス種類 _____
定 員 _____
そ の 他 _____

2 審査結果

事業所設置を 承認します / 認めないこととします

認知症対応型共同生活介護 事業計画書

平成 年 月 日

相模原市長 あて

法人所在地 _____

法人名称 _____

代表者氏名 _____ 印

次のとおり認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の開設を計画したので、関係書類を添えて申し出ます。

●施設の名称
(仮称) _____

●設置予定地
相模原市 区 _____

担当者 氏名 _____

連絡先 所在地
〒 _____

電話番号 _____

F A X 番号 _____

Emailアドレス _____

1 法人

(1) 法人概要

法人所在地	
法人名	
代表者名	
法人設立日	

【添付資料】ア 定款

- イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 役員名簿
- エ 代表者の履歴書
- オ 決算書（直近3か年）
- カ 事業概要
- キ 既存事業（高齢者保健）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（直近3か年）

(2) 事業実績

①グループホームの運営実績 あり・なし

※ありの場合（複数の場合など別紙可）

所在地			
事業所名		定員	人
事業開始日	年 月 日	現入居者	人

【添付資料】ア 第三者評価結果

イ 収支決算書（当該事業所分直近3か年）

②その他高齢者保健福祉事業等の運営実績 あり・なし

※ありの場合（記入欄が不足する場合など別紙可）

事業種別	事業所名	所在地 ※	事業開始日	定員等
			年 月 日	人
			年 月 日	人
			年 月 日	人

※ 市区町村名を記入すること（政令市は区まで記入のこと）

2 事業計画概要

名 称	(仮称)			
予 定 地	相模原市 区			
定 員	ユニット①	人	ユニット②	人
事業開始予定年月日	平成 年 月 日			
入居時に係る経費	円			
家賃等利用者負担額	円/月			
内 訳	○家 賃 円 ○食 費 円 ○光熱水費 円 ○その他 円 (具体的な内容：)			
事業を行おうとする区域※				
併設する事業所				

※ 事業を行おうとする区域 ⇒ 入居者募集の対象地域

【添付資料】ア 事業スケジュール

イ 資金計画書

ウ 入居時に係る経費の積算根拠

エ 家賃等利用者負担額の積算根拠

3 土地・建物概要

敷地面積	m ²	用途地域		容積率： % 建ぺい率： %
土地所有 権利形態	1 自己所有 2 取得予定(寄付・購入)⇒購入費： 円 3 賃貸借 ⇒ 契約期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 賃借料： 円/月			
建物構造	() 造 () 階建 1 新築 ⇒ 建設費： 円 完成日： 年 月 日(予定) 2 改修・増改築 ⇒ 既存建物の築年月： 年 月 (築 年) 建築確認の用途： ()			
建物所有 権利形態	1 自己所有 2 賃貸借 ⇒ 契約期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 賃借料： 円/月			
建築面積	m ²	延床面積	m ²	
居室面積	m ² /部屋	洋室 () 部屋・和室 () 部屋		
トイレ数	箇所/室・ユニット	洗面台数	箇所/室・ユニット	
居間及び食堂の合計面積				m ²
防災設備等の設置 ※該当するものに○	スプリンクラー・自動火災報知設備・火災通報装置・消火器 ・避難器具・その他 ()			

【添付資料】ア 案内図、位地図、公図

- イ 配置図、平面図(改修・増改築の場合は従前建物の図面も添付)
- ウ 土地全部事項証明書
- エ 建物全部事項証明書
- オ 土地売買契約書(取得の場合。案でも可)
- カ 土地及び建物賃貸借契約確約書等
- キ 建設費見積書(自ら新築・改修・増改築を行う場合)
- ク 現況-写真
- ケ 土地利用・建築に係る関係機関との協議状況

4 運営方針

(1) 地域・家族との関係

①ホームが属する自治会名 () 自治会)

②設置についての地元説明

ア 実施済み ⇒いつ：平成 年 月

誰に：()

※ 同意書などあれば添付

イ 実施予定 ⇒いつ：平成 年 月 日

誰に：()

(2) 協力医療機関等との連携

	名 称	所 在 地	主な診療科名等
医療機関			
歯科医療機関			
介護老人福祉施設等			※

※ 施設の種類を記入してください。

認知症対応型共同生活介護事業計画書添付書類及び内容

1 法人

(1) 法人概要

ア 定款

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※原本

ウ 役員名簿

エ 代表者の経歴書

○本籍・学歴は不要です。職歴及び高齢者の保健福祉に係わる職種を記載してください。

オ 決算書

○貸借対照表、損益計算書 ※（直近3ヵ年のもの）

カ 事業概要

○会社名、設立日、資本金、代表者名、事業内容（法人で行っている事業を具体的（事業の実績年数、事業所の場所、事業の内容）に記載して下さい。）

※簡潔にA4版1枚程度でお願いします。

キ 既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等

○高齢者保健福祉事業の運営に係わる関係行政庁の監査及び指導結果について、関係行政庁からの通知の写し及び改善等がある場合は、改善されたこと分かる書類の写しを提出して下さい。

(2) 事業実績

①グループホームの運営実績

ア 第三者評価結果

○直近のものを提出して下さい。

イ 収支決算書（当該事業所分）

○直近3年間のグループホームの収支決算書を提出して下さい。

②その他事業の運営実績（グループホーム以外の介護事業実績）

2 事業計画概要

ア 事業スケジュール

○建設、職員募集、研修受講、指定申請書提出等の開設に至るまでの今後のスケジュール表を提出して下さい。

イ 資金計画書

○開設予定月から3年間（月ごと）の資金計画書を提出して下さい。

・収入、支出に分けて収支差引額（営業利益）、累積利益を月ごと算出して下さい。

・収入、支出の算出は、利用者予定数、予定するスケジュール等に応じて具体的に算出してください。

・資金計画に記載する数字については、積算根拠を必ず記載してください。

ウ 入居時に係る経費の積算根拠

- ・ 料金表（予定表）は、資金計画書と整合性のとれるものとして下さい。
- ・ 算出根拠を記載してください。

エ 家賃等利用者負担額の積算根拠

- ・ 料金表（予定表）は、資金計画書と整合性のとれるものとして下さい。
- ・ 算出根拠を記載してください。

3 土地・建物概要

ア

○案内図

地形図により「計画地」を表示して下さい。また、近隣で目印になる場所を○で囲んで表示して下さい。

○位置図

住宅地図等により「計画地」を表示して下さい。

○公図

法務局の公図（原本）に該当地を朱線で囲み朱色で塗りつぶして下さい。
また、接道は緑、水路は青で表示して下さい。

イ

○配置図

該当地を朱線で囲んで表示し、接道は緑、水路は青で表示して下さい。

○平面図

用途、面積を明示したものを提出して下さい。

※配置図、平面図について、改修・増改築の場合は、従前建物の図面も添付して下さい。

ウ 土地全部事項証明書

エ 建物全部事項証明書（自己所有の場合のみ）

オ 土地売買契約書（土地を取得する場合のみ。確約書でも可）

カ 土地及び建物賃貸借契約書（賃貸借の場合のみ。確約書でも可）

キ 建設費見積書（自ら新築・改修・増改築をする場合のみ）

ク 現況写真

○写真を撮った位置、方向が分かる書類を添付して下さい。

ケ 土地利用・建築に係る関係機関との協議状況

○市等の関係機関と協議した日時・協議相手・協議の概要を記入して下さい。（今後行う協議についても記入して下さい。）

4 運営方針

(1) 地域・家族との関係

①ホームが属する自治会名

②設置についての地元説明

ア 実施済みであれば、年月日及び説明した相手

※同意書などあれば添付

イ 実施予定であれば、予定を記載

③開設後の地域や利用者の家族との交流計画

○利用者の生活に地域（地域住民や計画地周辺の生活資源など）をどのように取り込んでいくのか。また、利用者家族と利用者（グループホーム）との交流について計画していることを別紙にご記入ください。

(2) 協力医療機関等との連携

協力医療機関、協力歯科医療機関、介護老人福祉施設等を記入

※ 特に、協力医療機関については、近隣で検討ください。

相模原市 健康福祉局 保険高齢部
高齢者福祉課 計画推進班

富士見6-1-20（あじさい会館5階）

電話042（769）8354

FAX042（759）4816

kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp